

保健所 4 - 1

不利益処分の内容	第一種動物取扱業者の登録の取消し又は業務停止命令		
根拠法令及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第 19 条第 1 項		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
1 登録の取消し			
次のいずれかに該当する場合は、第一種動物取扱業者の登録を取り消す。			
(1) 法第 19 条第 1 項第 1 号に該当するとき			
(2) 法第 19 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当し、かつ、違反の状況が改善できない見込みがない場合又は第一種動物取扱業者に改善の意思がないと認められるとき			
(3) 法第 19 条第 1 項第 5 号に該当するとき			
(4) 法第 19 条第 1 項第 6 号に該当し、違反の内容の社会的影響が大きいと認められるとき			
(5) 業務停止を命ぜられ、停止の期間が経過した後も改善が認められないとき			
2 業務停止命令			
(1) 業務停止命令を行う場合			
次のいずれかに該当する場合は、業務停止命令を行う。			
ア 法第 19 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当するとき（1 の(2)に該当する場合を除く。）			
イ 法第 19 条第 1 項第 6 号に該当するとき（1 の(4)に該当する場合を除く。）			
(2) 業務停止の期間			
ア 2(1)アに該当する場合は、動物の取扱方法、飼養数の適正化、施設の改修などの内容に応じ、改善に要すると見込まれる期間とし、日を単位として 6 月以内の範囲で決定する。			
イ 2(1)イに該当する場合は、違反した事項ごとに日を単位として、違反内容に応じ決定する。			

保健所 4 - 2

不利益処分の内容	動物取扱業者の基準遵守義務及び動物取扱責任者研修の受講義務に係る措置命令		
根拠法令及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第 23 条第 4 項		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
措置命令を行うのは、次のいずれかに該当し、期限を定めて勧告を行ったにもかかわらず、正当な理由がなく、期限を過ぎても勧告に従わない場合とする。			
(1) 第一種動物取扱業者が動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 8 条に規定する基準を遵守していないと認められる場合			
(2) 犬、猫その他哺乳類、鳥類又は爬虫類の販売を業として営む者が、販売に際して法第 21 条の 4 に規定する情報提供方法等を遵守していないと認められる場合			
(3) 第一種動物取扱業者が法第 22 条第 3 項に規定する動物取扱責任者研修を動物取扱責任者に受けさせていない場合			
(4) 犬猫等販売業者が法第 22 条の 5 の規定を遵守していないと認められる場合			
(5) 第二種動物取扱業者が動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 10 条の 9 に規定する基準を遵守していないと認められる場合			
変更日：令和 2 年 6 月 1 日			

保健所 4 - 3

不利益処分の内容	第一種動物取扱業者であった者に対する措置命令		
根拠法令及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第 24 条の 2 第 2 項		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日	令和 2 年 6 月 1 日		
処 分 基 準			
措置命令を行うのは、第一種動物取扱業の登録の更新を受けず、若しくは法第 1 6 条第 1 項各号のいずれかに該当することにより登録の効力を失った者又は法第 1 9 条第 1 項の規定により登録の取消しを受けた者（以下「第一種動物取扱業者であった者」という。）が動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されるおそれがある場合並びに周辺の生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある場合で、次に該当し、期限を定めて勧告を行ったにもかかわらず、正当な理由がなく、期限を過ぎても勧告に従わない場合とする。 (1) 飼養施設を設置している場合において、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 3 条第 2 項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準を満たしていない場合 (2) 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持の確保がされておらず、又は犬猫等の取扱いが、犬猫等の終生飼養を確保するために適切なものとなっていない場合 (3) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 1 2 条に該当する場合 (4) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 1 2 条の 2 の各号に該当する場合			

保健所 4 - 4

不利益処分の内容	周辺の生活環境の保全に係る措置命令		
根拠法令及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第 25 条第 3 項		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 25 条第 1 項に規定された周辺の生活環境が損なわれている事態は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 12 条に定めるところによるが、具体的には、次のいずれかに該当するものが周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの鳥取市長に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態及び周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態とし、飼い主が期限を過ぎても勧告に従わない場合に、勧告の内容を実施するための措置を講じるよう命令を行う。 (1) 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音 (2) 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水伴う飼料の残さ、動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気 (3) 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛 (4) 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物			
変更日：令和 2 年 6 月 1 日			

保健所 4－5

不利益処分の内容	虐待を受けるおそれがある場合における措置命令		
根拠法令及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第 25 条第 4 項		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 25 条第 4 項に規定された動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 12 条の 2 に定めるところによるが、具体的には、次のいずれかに該当する事態であって、当該事態を生じさせている者が職員の指導に従わず、又は職員による現場の確認等の状況把握を拒んでいることにより、事態の改善が見込まれない事態とし、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて命令を行う。 (1) 動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生していること。 (2) 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。 (3) 動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。 (4) 栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われていないことが認められること。 (5) 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。 (6) 繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。			
変更日：令和 2 年 6 月 1 日			

保健所 4－6

不利益処分の内容	特定動物の飼養又は保管の許可の取消し		
根拠法令及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第 29 条		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
特定動物飼養者が次のいずれかに該当するときは、その許可を取り消す。			
(1) 法第 29 条第 1 号に該当するとき			
(2) 法第 29 条第 1 号の 2 に該当するとき。			
(3) 法第 29 条第 2 号に該当し、違反の状況が改善できる見込みがない、又は特定動物飼養者に改善の意思がないとき			
(4) 法第 29 条第 3 号に該当するとき			
(5) 法第 29 条第 4 号に該当するとき			
変更日：令和 2 年 6 月 1 日			

保健所 4－7

不利益処分の内容	特定動物飼養者に対する措置命令		
根拠法令及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第 32 条		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
1 措置命令を行う場合			
次のいずれかに該当する場合であって、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置を講じるよう期限を定めて命令を行う。			
(1) 特定動物飼養者が法第 31 条の規定に違反した場合			
(2) 法第 27 条第 2 項（法第 28 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した場合			
2 命令実施の期限			
次に掲げる違反の内容に応じ、実施期限は次の各号に定めるところによる。			
(1) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 20 条第 3 号に違反した場合 マイクロチップ装着等の措置を行うために必要な期間			
(2) 特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成 18 年環境省告示第 22 号。以下「特定動物飼養細目」という。）第 3 条第 1 号に違反し、特定動物を施設外に出した場合 直ちに			
(3) 特定動物飼養細目第 3 条第 3 号に違反した場合 直ちに			
(4) 特定動物飼養足目第 3 条第 5 号に違反した場合 施設改修を行う場合にあっては改修に要する期間			

保健所 4－8

不利益処分の内容	製品検査命令		
根拠法令及び条項	食品衛生法第 26 条第 1 項（第 62 条第 1 項において準用する場合を含む。）		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日	平成 3 0 年 4 月 1 日		
処分基準を設定しない理由			
法、政令及び省令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定			
食品衛生法第 26 条第 1 項			
食品衛生法施行令第 5 条第 1 項			
食品衛生法施行規則第 27 条			

保健所 4 - 9

不利益処分の内容		廃棄命令等	
根拠法令及び条項		食品衛生法第 54 条（第 62 条第 1 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）	
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
次の各号のいずれかに該当する場合は、廃棄又はその他食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとるよう命ずるものとする。			
(1) 法第 6 条、第 10 条から第 12 条まで、第 13 条第 2 項若しくは第 3 項、第 16 条、第 18 条第 2 項若しくは第 3 項若しくは第 20 条の規定に違反し、又は第 9 条第 1 項若しくは第 17 条第 1 項の規定による禁止に違反した場合において、文書により改善指導を行ったにもかかわらず、改善が認められないとき			
(2) 法第 6 条、第 10 条から第 12 条まで、第 13 条第 2 項若しくは第 3 項、第 16 条若しくは第 18 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に違反し、又は第 9 条第 1 項若しくは第 17 条第 1 項の規定による禁止に違反した結果、人の健康に影響を与えたとき			
変更日：令和 2 年 6 月 1 日			

保健所 4－１０

不利益処分の内容	許可の取消し等		
根拠法令及び条項	食品衛生法第 55 条第 1 項（第 62 条第 1 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
1 次の各号のいずれかに該当する場合は、改善されるために必要と認める期間について、営業の全部若しくは一部を停止する。			
(1) 法第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定による禁止に違反した場合、第 19 条第 2 項、第 25 条第 1 項、第 26 条第 4 項、第 48 条第 1 項、第 50 条第 2 項、第 50 条の 2 第 2 項、第 50 条の 3 第 2 項若しくは第 50 条の 4 第 1 項の規定に違反した場合、第 52 条第 2 項第 1 号若しくは第 3 号に該当するに至った場合又は第 52 条第 3 項の規定による条件に違反した場合において、文書による改善指導を行ったにもかかわらず、改善が認められないとき			
(2) 法第 6 条、第 8 条第 1 項、第 10 条から第 12 条まで、第 13 条第 2 項若しくは第 3 項、第 16 条、第 18 条第 2 項若しくは第 3 項、第 19 条第 2 項、第 20 条、第 25 条第 1 項、第 26 条第 4 項、第 48 条第 1 項、第 50 条第 2 項、第 50 条の 2 第 2 項、第 50 条の 3 第 2 項若しくは第 50 条の 4 第 1 項の規定に違反した場合、第 7 条第 1 項から第 3 項まで、第 9 条第 1 項若しくは第 17 条第 1 項の規定による禁止に違反した場合、第 52 条第 2 項第 1 号若しくは第 3 号に該当するに至った場合又は同条第 3 項の規定による条件に違反した場合において、営業停止の処分をしたにもかかわらず、改善が認められないとき			
(3) 法第 7 条第 1 項から第 3 項まで、第 9 条第 1 項若しくは第 17 条第 1 項の規定による禁止に違反し、又は第 6 条、第 8 条第 1 項、第 10 条から第 12 条まで、第 13 条第 2 項若しくは第 3 項、第 16 条、第 18 条第 2 項若しくは第 3 項、第 25 条第 1 項若しくは第 26 条第 4 項の規定に違反した結果、人の健康に影響を与えたとき			
2 次の各号のいずれかに該当する場合は、営業の全部若しくは一部を禁止し、又は許可を取り消す。			
(1) 1 の(2)に該当し、営業停止の処分を受けたにもかかわらず、改善が認められないとき			
(2) 1 の(3)に該当し、処分から 1 年以内に再度違反したとき			
(3) 前各号に掲げるほか、営業の継続を認められない違反行為があったとき			
変更日：令和 2 年 6 月 1 日			

保健所 4－１１

不利益処分の内容	改善命令等		
根拠法令及び条項	食品衛生法第 56 条（第 62 条第 1 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 51 条の規定による基準に違反し、文書による改善指導を行ったにもかかわらず、改善が認められないとき、その施設の整備改善を命ずる。			
施設の整備改善命令を受けたにもかかわらず、改善が認められないときは、改善するために必要と認める期間について、営業の全部若しくは一部を停止し、又は許可を取り消す。			

保健所 4－1 2

不利益処分の内容	不適正な表示に対する措置命令		
根拠法令及び条項	食品表示法第 6 条第 5 項		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 6 条第 1 項又は第 3 項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、何らの措置を講じない場合、措置命令を行う。			

保健所 4－1 3

不利益処分の内容	食品回収命令等		
根拠法令及び条項	食品表示法第 6 条第 8 項		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
1 回収命令			
アレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項について、食品表示基準に従った表示がされていないことにより、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため、緊急の必要があると認める場合であって、次のいずれも満たす場合に回収命令を行う。			
(1) その違反した表示内容を信頼して飲食をする消費者にアレルギー、食中毒その他飲食に起因する健康被害が発生するおそれがある場合			
(2) 当該食品を消費者が既に購入しているか、又は購入可能な状態にある場合			
2 業務停止命令			
回収命令の対象となる場合であって、食品関連事業者等が直ちに食品表示基準に適合した表示を行うことが困難であると認められ、かつ、緊急性があり、次のいずれかに該当する場合に業務停止命令を行う。			
(1) 製造又は加工の工程管理が不十分であるため、正しい表示ができない場合			
(2) 消費期限、保存の方法等の設定に科学的根拠がなく、直ちに適切な設定をすることができない場合			

保健所 4－1 4

不利益処分の内容	景品及び不当表示の禁止に係る違反行為に対する命令		
根拠法令及び条項	不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
立入検査等の結果、景品類の制限及び禁止に違反し、又は不当表示に該当すると判断した場合であって、下記の事項を勘案し、措置命令を行うかどうかを総合的に判断する。ただし、不当表示をやめるよう行政指導を行ったにもかかわらず、被疑事業者が不当表示をやめない場合は、下記の事項を勘案することなく、措置命令を行う。 (1) 違反行為の規模・消費者被害の程度 (2) 同種・同様・同程度の違反行為を行っている事業者がいるにもかかわらず、特定の事業者のみに措置命令をするなど、平等原則に違背し、裁量権の乱用とならないかどうか (3) 事業者の行為が過去に措置命令を行った事例や運用基準等で規定する違反に照らし合わせ、措置命令を行うことが妥当であるかどうか (4) 事業者が、自主的に違反行為について一般消費者に周知し、また再発防止策を講じているか			

保健所 4－1 5

不利益処分の内容	措置命令		
根拠法令及び条項	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第9条第2項		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日	平成30年4月1日		
処分基準を設定しない理由			
法の規定において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定			
米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第9条			

保健所 4 - 1 6

不利益処分の内容	食鳥処理の事業の許可の取消し又は事業の停止命令		
根拠法令及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 8 条		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日	平成 3 0 年 4 月 1 日		
処分基準を設定しない理由			
法において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定			
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 8 条			

保健所 4 - 1 7

不利益処分の内容	食鳥処理場の整備改善の命令若しくは使用の禁止又は事業の許可の取消し若しくは事業の停止命令		
根拠法令及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 9 条		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日	平成 3 0 年 4 月 1 日		
処分基準を設定しない理由			
法において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定			
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 9 条			

保健所 4 - 1 8

不利益処分の内容	食鳥処理衛生管理者の解任命令		
根拠法令及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 13 条		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日	平成 3 0 年 4 月 1 日		
処分基準を設定しない理由			
法の規定において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定			
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 13 条			

保健所 4 - 1 9

不利益処分の内容	認定小規模食鳥処理業者に対する食鳥処理衛生管理者の解任命令		
根拠法令及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 16 条第 6 項		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日	平成 3 0 年 4 月 1 日		
処分基準を設定しない理由			
法において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定			
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 16 条第 6 項			

保健所 4 - 2 0

不利益処分の内容	食鳥が疾病に罹っている場合等の措置		
根拠法令及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 20 条		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日	平成 3 0 年 4 月 1 日		
処分基準を設定しない理由			
法において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定			
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 20 条			

保健所 4 - 2 1

不利益処分の内容	指定検査機関に対する業務規程の変更命令		
根拠法令及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 28 条第 2 項		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 3 0 年 4 月 1 日		
処分基準を設定しない理由			
法において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定			
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 28 条第 2 項			

保健所 4 - 2 2

不利益処分の内容	指定検査機関に対する監督命令		
根拠法令及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 31 条		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 3 0 年 4 月 1 日		
処分基準を設定しない理由			
法において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定			
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 31 条			

保健所 4 - 2 3

不利益処分の内容	と畜場において処理することができる獣畜の種類及び1日当りの頭数の制限		
根拠法令及び条項	と畜場法第5条第2項		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日	平成30年4月1日		
処分基準を設定しない理由			
法の規定において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定			
と畜場法第5条第2項			

保健所 4 - 2 4

不利益処分の内容	衛生管理責任者の解任命令		
根拠法令及び条項	と畜場法第 8 条		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 3 0 年 4 月 1 日		
処分基準を設定しない理由			
法の規定において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定			
と畜場法第 8 条			

保健所 4 - 2 5

不利益処分の内容	とさつ解体の禁止等		
根拠法令及び条項	と畜場法第 16 条		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日	平成 3 0 年 4 月 1 日		
処分基準を設定しない理由			
法の規定において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定			
と畜場法第 16 条			

保健所 4－2 6

不利益処分の内容	と畜場の設置許可の取消し又はと畜場の施設使用制限若しくは停止命令		
根拠法令及び条項	と畜場法第 18 条第 1 項		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 3 0 年 4 月 1 日		
処分基準を設定しない理由 法の規定において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。 ○関連規定 と畜場法第 18 条第 1 項			

保健所 4－2 7

不利益処分の内容	とさつ・解体業務の停止及び禁止命令		
根拠法令及び条項	と畜場法第 18 条第 2 項		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日	平成 3 0 年 4 月 1 日		
処分基準を設定しない理由 法の規定において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。 ○関連規定 と畜場法第 18 条第 2 項			

保健所 4－2 8

不利益処分の内容	調理師免許の取消し		
根拠法令及び条項	調理師法第 6 条		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 3 0 年 4 月 1 日		
処分基準を設定しない理由			
法の規定において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定			
調理師法第 6 条			

保健所 4－2 9

不利益処分の内容	製菓衛生師免許の取消し		
根拠法令及び条項	製菓衛生師法第 8 条		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 3 0 年 4 月 1 日		
処分基準を設定しない理由			
法の規定において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定			
製菓衛生師法第 8 条			